ヲ　通常受けている電力の供給が停止した場合において鉄塔等提供業務が停止することのないようにするための自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置に関すること。
ワ　鉄塔等に対する自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置に関すること。
カ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。
ヨ　事故、地震等の災害、停電、火災その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。
タ　鉄塔等提供役務の提供の相手方の利益の保護の観点から行う当該相手方に対する情報提供に関すること。
レ　事故の再発防止のための対策に関すること。
ソ　イからレまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。
三　鉄塔等提供業務に係る鉄塔等の管理の全部又は一部を他人に委託している場合にあつては、次に掲げる事項
イ　委託先の鉄塔等の安定的な使用に関する措置に関すること。
ロ　委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。
ハ　法に定める認定鉄塔等提供事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。
ニ　鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、鉄塔等の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。
四　鉄塔等提供業務規程の見直しに関する次に掲げる事項
イ　鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第一号に係る事項に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。
ロ　鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。
ハ　イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。
五　その他鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

6　法第百四十三条の二第五項第二号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　鉄塔等提供役務に関する料金の公正な算定方法及びその方針に関すること。
二　鉄塔等提供事業者及び鉄塔等提供役務の提供の相手方の責任に関すること。
三　鉄塔等の設置の工事その他の工事に関する費用の負担に関すること。
四　鉄塔等に設置する電気通信回線設備の様態に関し制限を設ける事項があるときは、当該制限に関すること。
五　鉄塔等提供事業を休止し、又は廃止する際の鉄塔等提供役務の提供の相手方への周知に関すること。
六　前各号に掲げるもののほか、鉄塔等提供役務の提供の相手方の権利又は義務に重要な関係を有する当該鉄塔等提供役務の提供条件に関する事項があるときは、その提供条件に関すること。